別紙様式第２号（第46条関係）（平18内府令59・全改、平18内府令84・平21内府令27・平23内府令58・平25内府令11・平25内府令63・令元内府令14・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

貸借対照表（　　年　　月　　日現在）の要旨

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払備金	（　　）
買現先勘定		責任準備金	（　　）
債券貸借取引支払保証金		その他負債	
買入金銭債権		諸引当金	
金銭の信託		繰延税金負債	
有価証券		負債の部合計	
貸付金		（純資産の部）	
有形固定資産		出資金	
無形固定資産		剰余金	
その他資産		損失塡補準備金	（　　）
前払年金費用		その他剰余金	（　　）
繰延税金資産		・・・・・・・・・・積立金	（　　）
貸倒引当金	△	当期未処分剰余金	（　　）
		出資金等合計額	
		株式等評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計額	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるよう記載すること。

(1)　継続企業の前提（組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵ 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

⑶ 以下に掲げる金額
① 船主相互保険組合法施行規則第53条第２項において準用する同規則第51条に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額
② 船主相互保険組合法施行規則第51条に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額
③ 船主相互保険組合法施行規則第28条に規定する剰余金の分配における控除した金額

⑷ 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

⑸ 以上のほか、組合及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２ 法令等に基づき、又は組合及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

３ 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。